

＜参考＞ サポーター制度とトレーナー制度との比較

	サポーター制度	トレーナー制度
①支援の対象者	初めて本庁へ異動した主事・技師級の職員（知事部局） （所属長の判断で、上記以外の者に対してもサポーターを選任することが可能）	新採用職員（知事部局）
②支援する者の要件	以下の要件を目安として、所属長が指名する職員 ①異動職員が担当する業務の助言ができる職員 ②異動職員と同じグループの職員 ③当該所属への在職が１年以上の職員（異動したばかりの職員でないこと。）	下記の要件を具備する者を選任します。全ての要件を満たす職員がいない場合には、所属長の判断により、最も要件に近い職員を選任。 ①新採用職員が担当する業務について助言ができる職員 ②新採用職員と同じグループの職員（グループマネージャーを除く。） ③県職員としての勤務年数が３年以上で、かつ、所属への在職が１年以上の職員 ④新採用職員と年齢が比較的近い職員 ⑤過去にトレーナーに選任されたことがない職員
③任期	異動職員の異動日から当該年度の末日まで	新採用職員の採用の日から当該年度の末日まで
④選任届	「サポーター選任届」により人事課長に報告	「トレーナー選任届」により人事課長に報告
⑤レポート等の提出	なし ※所属及びサポーターが、時宜に適ったサポートを柔軟に行うことを想定しています。	ＯＪＴ達成状況表（９月期・２月期） ※令和６年度までは「前期・後期研修レポート」の作成がありましたが、令和７年度から廃止します。
⑥トレーナー研修の受講	受講を推奨	必須（過去に受講済みの場合は不要）